

高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

令和8年3月 高鍋町

1. 計画の趣旨

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらす恐れがあります。本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、町民の生命・健康を保護し、町民生活・地域経済への影響を最小限とするための対策を定めています。

2. 対策の目的

目的①	感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
目的②	町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限とする

3. 対策の7つの柱

①実施体制	国・県・関係機関との連携強化、業務継続計画（BCP）の策定
②情報提供・リスクコミュニケーション	正確な情報の迅速な発信、双方向コミュニケーション
③まん延防止	基本的な感染対策の普及啓発、施設の使用制限等
④ワクチン	迅速な接種体制の整備、住民接種の円滑な実施
⑤保健	県（保健所）との連携、在宅患者への生活支援
⑥物資	感染症対策物資・食料品等の備蓄推進
⑦町民生活・地域経済の安定	生活支援、要配慮者対応、中小企業支援等

4. 発生段階

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない状態（事前準備の期間）
初動期	感染症の急速なまん延の可能性を探知してから、政府対策本部設置・基本的対処方針が実行されるまで
対応期	基本的対処方針が実行されてから、政府対策本部が廃止されるまで

5. 役割分担

主体	主な役割
町	町行動計画の作成・実施、町対策本部の設置・運営、住民への情報提供、住民接種の実施
県	県行動計画の作成・実施、医療提供体制の整備、ワクチンの供給調整
医療機関	発熱外来の設置、入院医療の提供
事業者	業務継続計画の策定、感染対策の実施、従業員への情報提供
町民	正しい情報に基づく適切な行動、基本的な感染対策の実施、備蓄の推進

6. 新型コロナウイルス感染症対応の教訓

分野	改善策
情報提供	多様な手段による情報提供、要配慮者への配慮、双方向コミュニケーションの充実
医療体制	平時からの医療機関との連携強化、在宅療養者への支援体制の構築
ワクチン	平時からの接種体制準備、デジタル技術の活用
要配慮者支援	要配慮者の事前把握、福祉施設との連携、多言語対応
物資確保	感染症対策物資の備蓄充実、流通事業者との連携
DX 推進	デジタル技術を活用した情報共有、オンライン対応の充実

7. 町民の皆様へ～平時からの備え～

- ✓ 基本的な感染対策（手洗い・換気・咳エチケット等）の習慣化
- ✓ 食料品・日用品等の2週間分程度の備蓄
- ✓ マスク・消毒液等の感染症対策物資の備蓄
- ✓ 正確な情報の入手（町ホームページ、SNS、広報紙等）
- ✓ 発生時には冷静な行動と相互協力

※本概要版は「高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画」の要点をまとめたものです。詳細は本編をご参照ください。